

医政メモ Q&A

JALとANAの医師事前登録制度と損害賠償責任について

日本医師会と日本航空（JAL）は2月より国内線・国際線両方で「JAL DOCTOR登録制度」を開始したと発表しました。飛行機内で急病人が発生した時、医師に協力を求めるドクターコールを円滑に行うために、日医の医師資格証を持つ医師に事前登録を依頼する仕組みで、ルフトハンザドイツ航空、オーストリア航空、トルコ航空など、一部の海外の航空会社では、以前より運用され一定評価されていましたが、国内航空会社では初の取り組みになります。全日本空輸（ANA）も同様の事前の医師登録制度「ANA Doctor on board」を7月から募集を開始し、9月から国際線で実施予定です。

Q：医師事前登録制度について詳細を教えてください。

A：JAL、ANAとも登録にはそれぞれのマイレージ会員であることが条件となっていますが、JALはこれに加えて日本医師会が発行する「医師資格証」を持っている必要があります。

ます。乗務員が協力を依頼する際の本人確認のためとしています。一方、ANAは医籍番号が分かる証明書（医師免許証など）と顔写真付きの身分証明書（自動車運転免許証など）を同社事務局に郵送すれば審査を経て登録完了となります。日医の医師資格証は必要とされていません（表）。

Q：何か特典はありますか。

A：登録医師はJALの国内線のラウンジサービスを年3回まで利用できます。ANAは登録やドクターコールに応じた場合の特典について詳細の発表はなく「礼状と、『常識の範囲内での対応』をさせていただく」ということです。

独ルフトハンザ航空では、登録した場合はマイルのプレゼントや、次のフライトの割引などのサービスが受けられるほか、同社が提供する航空・渡航医学、緊急医療に関する有料のセミナーに参加することができるという特典があります。

表 JALとANAの医師事前登録制の比較

		
運用開始	2016年2月～	2016年9月～（7月から募集開始）
名称	JAL DOCTOR登録制度	ANA Doctor on board
対象便	国際線/国内線	国際線（国内線は現在予定なし）
登録できる医師	日本医師会発行の「医師資格証」を持っているJALマイレージバンク会員	ANAマイレージクラブ会員
登録方法	JALホームページで事前登録	医師免許証と顔写真つき身分証明書を申込書とともにANA事務局に送付
損害賠償責任	原則JALが賠償金と争訟関連費用を負担	ANAが主体となって対応
登録特典	国内線ラウンジサービスを3回無料で利用可能	礼状+記念品（詳細非公開）
その他の医療対応	①自動体外式除細動器（AED）全機搭載 ②地上の現役救急科専門医から医療助言を得る体制（国際線/国内線、24時間365日対応）	①自動体外式除細動器（AED）全機搭載 ②地上の専門家から医療助言を得る体制（国際線、24時間365日対応）

両社とも登録した医師が実際に医療措置に協力するかどうかは任意

（日本医事新報 NO.4811.P14.表1より転載）

JALは特典について「運用状況を見ながら検討したい」としています。

医療訴訟が身近になる中、善意で引き受けたドクターコールでも、その対応に問題があったとして損害賠償請求を受けるのではないかとの懸念があります。これは日本には「善きサマリア人の法」がないからだとの指摘があります。

Q：「善きサマリア人の法」とはどういったものですか。

A：「善きサマリア人の法」とは一般的に、公共の場で緊急事態があった場合に、善意から救助した人を免責するというものです。カナダやオーストラリア、米国などで導入されています。2010年度の厚生労働科学研究費補助金の事業で、「緊急医療要請における医師の対応に関する検討」(畑中哲生・救急救命九州研修所教授)と題した研究が行われ、日本でも善きサマリア人の法を導入すべきだと提言しましたが、いまだ導入の動きはありません。

Q：では、JAL、ANAの損害賠償責任制度について教えてください。

A：JALは、「航空機内における医療行為は、場所的な制約、利用できる医薬品、医療器具、その他、多くの制約下で緊急的に行われる診療で、その行為に要求される注意義務は軽減される」とした上で、「当該医療行為に起因して、賠償請求が発生した場合には、原則として当社が賠償金と関連する訴訟費用を負担する」とし、医師がドクターコールに応じて損害賠償請求をされても、原則的に医師は賠償責任を負わないようになっていると表明しています。JALでは1日約1000便を運航しており、機内で急病人が発生するのは年間で350件程度。そのうち、3分の2でドクターコールを呼び掛け、応対する医師が見付かるのは半分程度。JALはこれまでもドク

ターコールに応じた医療従事者の賠償責任を担保する保険に加入しているが、保険を使ったことは一度もないとの事です。ANAも「機内で実施した医療行為に起因して、医療行為を受けられたお客様に対する損害賠償責任が発生した場合、故意または重過失の場合を除き、弊社が主体となって対応する」としています。

当医師会顧問の佐々木弁護士の見解も同様で、「現在まで調べられる範囲では訴訟となった事例は確認できない。訴訟提起にいたらなかったものの、損害賠償請求を受けた事例等が存在する可能性はある。航空機におけるドクターコールについては法的手当・制度的手当が整っていないという指摘は以前からなされており、ドクターコールに応じた医師に対し損害賠償請求するような訴訟があれば、訴額にかかわらず社会的に注目され、何らかの報道がされることが予想されるが、今までそのような報道を見聞きしたことがないことから、過去に訴訟となった事例は存在しないのではないかとと思われる。

患者側が訴訟提起する、もしくは刑事告訴を試みる可能性は完全には否定できないが、通常の医療訴訟においても医師個人でなく医療機関に対して訴訟を提起することが多いことから、医師個人より航空会社に対して訴訟提起する可能性が高い。さらに、法律上医師は、医療機関の外で遭遇した急病人の対応に当たったときは、悪意又は重大な過失があるのでなければ、医師の対応によって急病人に生じた損害を賠償する責任は負わないとされているが、この「重過失」の程度も、航空機内という様々な制約を受けた、特殊な状況下での診療行為に対しては相当の責任軽減がなされると解され、患者が不幸な転機となった場合でも、医師の過失が認められる可能性は極めて低い。また刑法上も、刑事責任が生じる可能性は極めて低く、ゆえに捜査機関が刑事告訴を受理する可能性も低いと考えられる」と述べておられます。

蛇足ですが

Q：医療者や乗務員に対する地上からの支援体制はありますか。

A：JALは世界中のどんな地域を飛行していても、提携する東京海上日動火災保険が提供するメディカルコールセンターへ連絡し、救急科専門医から医療助言を得ることができる体制を構築していると言っています。また、ANAも、国際線に関しては米国アリゾナ州

フェニックスにあるMedAir社のMedLinkを契約。24時間無線で交信して専門の医師からの医療的アドバイスを受けられる体制ということです。

(本稿は、日本医事新報 No.4811、m3.com レポート、JAL、ANAホームページ等を参考としました)

(政策部担当理事 三谷 郁生)